

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年3月17日（月）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（10名）

委員長	山 田 ひろこ
理 事	金 子 てるよし
理 事	田 中 としかね
理 事	岡 崎 義 顕
理 事	上 田 ゆきこ
委 員	宮 本 伸 一
委 員	市 村 やすとし
委 員	豪 一
委 員	品 田 ひでこ
委 員	板 倉 美千代

4 委員外議員

議 長	白 石 英 行
副 議 長	田 中 香 澄

5 出席説明員

成 澤 廣 修	区長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長

矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
栗 山 仁	児童相談所開設準備担当部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者
吉 田 雄 大	教育推進部長
吉 岡 利 行	監査事務局長
武 藤 充 輝	総務課長

6 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	下 笠 由美子
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査担当	眞 鍋 由起子

7 本日の付議事件

- (1) 故西村修議員の追悼について
- (2) 月定例議会追加提案事項について
- (3) 6月定例議会について
- (4) 2月定例議会追加提案事項について
- (5) 一般質問について
- (6) 意見書及び請願の締切りについて
- (7) 意見書について
- (8) 各種附属機関等の委員について
- (9) 文京区議会事務局処務規程の改正について
- (10) 文京区議会申し合わせ事項の改正について

- (11) 議事日程及び追加議事日程について
- (12) 本会議の流れ及び所要時間について
- (13) 令和7年5月の閉会期間中における継続調査について
- (14) その他

午前 9時58分 開会

○山田委員長 おはようございます。

定刻前ですが、皆様おそろいですので、議会運営委員会を始めさせていただきます。

まず最初に、委員等の出席状況です。

委員におきましては、全員出席をいただいております。

理事者におきましては、渡邊危機管理室長は、病気療養のために欠席となります。

○山田委員長 まず初めに、故西村修議員の追悼についてです。

故西村修議員の追悼については、議長よりお話がございます。

議長。

○白石議長 2月28日に御逝去されました西村修議員の追悼につきましては、各会派の幹事長とも協議の上、本日の本会議で行うこととされましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員長 追悼の言葉についてですが、まず成澤区長から、次に同僚議員を代表して、14番、田中香澄議員から、それぞれ追悼の言葉を述べていただくこととしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 次に、追悼決議についてです。

故西村修議員の生前の御功績に対し、議決をもって追悼の意を表することとし、議長指名による10人の起草委員の方々に追悼決議案の作成をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 ありがとうございます。

また、起草委員には議会運営委員会委員を充てることとし、起草委員長には、先例により第一会派の幹事長が就任することを御了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 次に、追悼決議案起草委員会は、本会議を途中休憩して、第二委員会室で追悼決議案の作成に当たることとしたいと思います。

本会議再開後、起草委員長から追悼決議起草の結果について報告を受け、先例により、議席番号1番の議員が提出する即時決定の動議を経て議決することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 次に、追悼決議を議決した後、故人の冥福を祈り、議場において黙祷を捧げたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 次に、本会議出席の際の服装についてです。

区長、議長、追悼の言葉を述べる議員、起草委員会委員長は略礼服、その他の出席者は平服を着用していただきたいと思います。

○山田委員長 次に、2月定例議会追加提案事項についてです。

2月定例議会追加提案事項の説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和7年2月区議会定例議会に御提案申し上げる案件につきましては、さきの議会運営委員会で御説明いたしましたが、その後、追加の案件が出てまいりましたので、御説明申し上げます。

このたび、追加いたします案件は、条例案4件、事件案6件でございます。

それでは、追加提案事項のデータを御覧ください。

第1は、「文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、損害補償の基礎となる補償基礎額の改定で、最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に改定するものでございます。

イは、扶養親族がある従事者に係る補償基礎額に加算する額を御覧の表のとおり改定するものでございます。

ウは、その他規定の整備をするものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

第2は、「文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございまして。

本案は、認証保育所におけるインクルーシブ保育の実施に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改正する条例は、御覧の2条例でございます。

改正内容は、児童発達支援事業所等が保育所等と併設されている場合において、インクルーシブ保育の実施を可能とするため、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、各施設の職員の兼務及び設備の共用ができることとする規定について、認証保育所においても同様の対応を可能とするための規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

2ページを御覧ください。

第3は、「文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例」でございまして。

本案は、保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うため、提案するものでございます。

改正内容のアは、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせ、(ア)は介護納付金賦課額の賦課割合を御覧のとおり改定し、(イ)は所得割及び均等割の保険料率等を、(ウ)は7割減額、5割減額及び2割減額の各軽減措置において保険料から減じる額を、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額について、御覧のとおりそれぞれ改定するものでございます。

3ページを御覧ください。

イは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改定で、(ア)は、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を御覧のとおり引き上げるものでございます。

(イ)は、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正で、5割減額及び2割減額を行う基準額について、被保険者等の数に乗ずる金額をそれぞれ御覧のとおり引き上げるものでございます。

ウは、保険料率等の改定に伴い、未就学児の被保険者均等割額から減じる額を御覧のとおり改定するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

4ページを御覧ください。

第4は、「文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、手数料の徴収に係る区分を改めるほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、建築基準法の一部改正に伴い、建築確認・検査の審査手続省略の対象となる建築物の範囲が縮小されたことにより、（ア）から（カ）までの手数料の額を増額改定するものでございます。

イは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、全ての建築物に対する省エネ基準の適合義務化及び審査制度の見直しによる手数料の徴収に係る区分の改定等を行うもので、（ア）は、御覧の省エネ基準の適合性判定に係る手数料の徴収項目について、徴収区分の改定及び手数料の増額改定を行うもので、（イ）は、建築確認又は計画通知の審査に併せて、仕様基準又は誘導仕様基準に係る審査を追加することに伴い、当該審査手数料の徴収項目を、御覧のとおり追加するものでございます。

ウは、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

第5は、事件案で、「小石川地方合同庁舎（仮称）新設工事に係る受託契約の一部変更について」でございます。

本案は、工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

変更内容でございますが、契約金額が、金42億255万7,524円から金43億9,464万5,743円となるものでございます。

なお、当初の契約金額は42億260万6,100円でしたが、これまで指定議決に基づく専決処分として契約変更を2度行っており、この度の契約変更により、契約金額の増額が累計で9,000万円を超えることとなるため、提案するものでございます。

5ページを御覧ください。

第6は、事件案で、「文京区男女平等センター改修その他工事請負契約」でございます。

本件は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金4億8,400万円、契約の相手方は、東京都文京区小石川一丁目13番11号、岩井建設株式会社、代表取締役、岩井良夫でございます。

第7は、事件案で、「文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について」でございます。

本案は、工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

変更内容でございますが、契約金額が、金72億4,361万円から金76億3,167万9,000円となるものでございます。

6ページを御覧ください。

第8は、事件案で、「文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事請負契約の一部変更について」でございます。

本案は、インフレスライド条項の適用等により、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

変更内容でございますが、契約金額が、金9億4,785万9,000円から金10億5,431万7,000円となるものでございます。

なお、当初の契約金額は9億4,627万5,000円でしたが、これまで指定議決に基づく専決処分として契約変更を2度行っており、この度の契約変更により、契約金額の増額が累計で9,000万円を超えることとなるため、提案するものでございます。

第9は、事件案で、「文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事請負契約の一部変更について」でございます。

本案は、インフレスライド条項の適用等により、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

変更内容でございますが、契約金額が、金5億6,635万7,000円から金6億2,253万4,000円となるものでございます。

なお、当初の契約金額は5億4,780万円でしたが、これまで指定議決に基づく専決処分として契約変更を2度行っており、この度の契約変更により、契約金額の増額が累計で当初の契約金額の100分の10を超えることとなるため、提案するものでございます。

7ページを御覧ください。

第10は、事件案で、「訴訟上の和解について」でございます。

まず、(3)の事件概要についてでございますが、本件は、令和5年6月定例議会に御議決をいただき、賃貸借契約の終了後も旧区立住宅を占有している被告に対し、本件建物の明渡し等を求める訴えを東京地方裁判所に提起したものでございます。

本件については、同裁判所から和解の提案がされましたので、和解の成立のため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本定例議会に御提案するものでございます。

主な和解の内容でございますが、原告及び被告は、当事者間の本件建物に関する平成25年8月13日付賃貸借契約が、原告の解約申入れにより、令和5年3月1日に終了したことを相互に確認すること、また、原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを令和9年3月31日まで猶予し、被告は、原告に対し、同日限り、本件建物を明け渡すこと等でございます。

追加提案事項の説明は以上でございますが、これによりまして、本定例議会に提案する案件は、条例案20件、事件案9件、予算案10件の都合39件と相成るものでございます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○山田委員長 ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてです。

資料1の1番並びに5番及び6番は総務区民委員会に、2番及び3番は厚生委員会に、4番及び10番は建設委員会に、7番から9番までは文教委員会に、それぞれ付託することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

次に、追加された提案事項の取扱いについて、お諮りします。

本日の本会議の日程に追加することとし、本会議を途中休憩して直ちに議案審査を行うため、第一委員会室にて各委員会を開催したいと思います。

総務区民委員会、厚生委員会、建設委員会、文教委員会の順に、順次開催することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、6月定例議会についてです。

初めに、6月定例議会の日程について、お諮りいたします。

本件について、事務局長から説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは 資料2「令和7年5月・6月予定表（案）」を御覧ください。

5月20日火曜日から22日木曜日まで特別委員会、23日金曜日が一般質問の氏名通告で、締

切りは正午でございます。

26日月曜日は、一般質問の内容通告と質問内容要旨通告で、締切りは正午でございます。
また、署名簿ありの請願の締切日で、締切りは17時となります。

29日木曜日は、意見書と請願の締切日で、意見書の締切りは正午、請願の締切りは17時でございます。

6月に入りまして、2日月曜日は、付託を内容とする本会議のほか、議会運営委員会、全員協議会がございます。

予備日・休会日を挟み、5日木曜日から9日月曜日まで、一般質問を内容とする本会議です。

10日火曜日に、議会運営委員会、議会広報小委員会、意見書等調整小委員会がございます。

12日木曜日から休会日・予備日を挟み、19日木曜日までの都合4日間が常任委員会です。

24日火曜日が議決を内容とする本会議のほか、議会運営委員会、全員協議会がございます。

25日水曜日に、議会広報小委員会を予定してございます。

説明は以上です。

○山田委員長 ただいまの事務局長の説明のとおり、6月定例議会の議会期間は、6月2日から6月24日火曜までの23日間としたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

なお、各委員会の日程については、この後、開かれる委員会日程調整会議において御決定いただくことといたします。

次に、6月定例議会の日程の周知についてですが、区議会ホームページ、区報ぶんきょう5月10日号、区議会日程ポスター、文京区公式エックス、フェイスブック、LINEにより周知を図ることといたします。

○山田委員長 次に、一般質問についてです。

資料3「令和7年6月定例議会一般質問順序・通告者氏名・質問日一覧表」を御覧ください。

質問日は3日間とし、質問順序については、資料のとおりとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

次に、一般質問の氏名通告と内容通告について、お諮りいたします。

氏名通告は5月23日金曜の正午まで、内容通告及び議長への質問要旨の通告は5月26日月曜の正午までとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、意見書及び請願の締切りについてです。

意見書の締切りは5月29日木曜の正午まで、請願の締切りは5月29日木曜の午後5時まで、なお、請願者としての署名簿等を添付された請願については、5月26日月曜の午後5時までとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 意見書についてです。

資料4「意見書案」を御覧ください。

各会派から提出された意見書案について、意見書等調整小委員会における協議の経過及び結果についての報告を受けたいと思います。

豪一意見書等調整小委員会委員長。

○豪一意見書等調整小委員会委員長 このたび提出された意見書（案）10件について、御報告いたします。

まず1番、日本政府に対し核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書なんですけれども、こちらについては、批准を求めるというところで賛同できないということで、意見の一致を見ることはできませんでした。

続きまして、国連女性差別撤廃委員会への拠出金除外通知等の撤回を求める意見書に関しましては、肯定的な側面もあり、日本政府も幾つか、いろいろと法改正なんかをしたものの、日本の歴史や文化に関して、なかなか慎重に協議をしないといけない部分があるということで、意見の一致を見ませんでした。

3番の高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げに反対する意見書なんですけれども、これに関しては、政府が既に様々な意見を踏まえ、高額療養費制度、年4回以上該当される

方への自己負担の見直しを凍結して据え置く方針を示したので、意見の一致を見ませんでした。

次に、「マクロ経済スライド」をやめ、安心の年金制度確立を求める意見書についてなんですけれども、マクロ経済スライドの方式については賛否両論あるものの、年金物価スライド等で賄い切れない部分をおおむねカバーできる水準として、一定度、機能しているということで、意見の一致を見ることはできませんでした。

続きまして、PFAS対策の早期推進を求める意見書なんですけれども、これ現在、環境省また国と地方自治体との連携等を図り、隙間のない対応をするという方針が出ていることで、もう少し見守っていこうということで、意見の一致を見ませんでした。

次に、「高等学校卒業程度認定試験」受験者への更なる支援を求める意見書に関しましては、高校自体が今、無償化になりまして、高校を、事情があり卒業できなかった方に対しての認定試験、この支援に関してもしていくべきだろうということで、意見の一致を見ましたので、これは意見書委員会外の議員の皆様にもメールを送り、皆さんからも賛成の意見の一致がありましたので、これは議員提出議案として、これから上げていくということに決まりました。

次に、医薬品不足を解消するため適切な時期に薬価改定を行うことを国に求める意見書なんですけれども、これに関しては、市場実勢価格を適時に薬価に反映して、国民負担を抑制するという役割はございます。今、慎重に国でも議論されているところから、文京区議会から意見書として提出するという意見の一致は見ませんでした。

次に、婚姻の平等の早期実現を求める意見書案なんですけれども、これは何度も意見書小委員会でも議論されておりますが、もう少し世の中の動向を追いかけようということで、意見の一致を見ませんでした。

次に、選択的夫婦別姓制度の実現に向けた議論の加速化を求める意見書に関しましては、意見書小委員会では意見の一致を見て、全ての議員の方にメールをしたものの、——（削除部分）からの賛同を得られませんでした。文言の修正をしようとしたのですが、それも意見の一致を見なかったもので、このたび意見の一致を見ることはできないということになりました。

10番の核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書に関しましては、文言の整理をした上で、意見書小委員会、そして議員の皆様への御理解をいただき、意見の一致を見ることができましたので、議員提出議案として議会に上げることに決まりました。

た。

以上でございます。

○山田委員長 ただいまの小委員会委員長の報告のとおり、決定したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

次に、意見書の取扱いについてです。

意見書等調整小委員会で意見の一致を見た意見書2件については、資料5のとおり、本日の本会議に全議員提出議案として追加提案することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、各種附属機関等の委員についてです。

資料6「各種附属機関等構成表」を御覧ください。

本件について、資料のとおり都市計画審議会、住宅政策審議会の委員を変更することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、文京区議会事務局処務規程の改正についてです。

資料7「文京区議会事務局処務規程新旧対照表」を御覧ください。

本件について、事務局長より御説明いただきます。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 文京区議会事務局処務規程の改正ですが、資料の1ページを御覧ください。

第3条、処務係から交際及び接遇に関することを削除し、資料の2ページにお進みください。同じく第3条の最後に、新たに課務担当主査として、秘書事務に関すること、交際及び接遇に関すること、法規、内規等に関すること、その他議会の調整に関することを追加いたします。

この訓令は、令和7年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○山田委員長 ただいまの説明のとおり改正することとし、別途議長決定の上、全議員に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

金子委員。

○金子委員 すみません、1点確認なのですが、新設される課務担当主査の体制の変更については、この間、報告いただいているので理解しているところです。この規程の変更について、今回初めて見たので、確認なのですが、2の交際及び接遇というのは、旧規程からの引継ぎという文言、引き継がれていると。そうすると、1の秘書業務については、文字としては新しく出てきたということになるかと思います。これは文京区議会の事務局の処理規程ということなので、従来からもこの2の交際及び接遇ないしは、今度新しく規定される秘書業務というのは、議会全体のそれぞれの役職、例えば理事とか副委員長とか委員長とか副議長さん、議長さんね、いろいろいらっしゃいますけど、そういう議会全体の秘書業務、それから交際、接遇に関することというふうに読むということではよろしいのでしょうか。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 御指摘の1の秘書業務については、新たに掲載したものでございますが、これまでも議長、それから副議長の秘書業務は庶務係長が行ってきたものでございます。近年、こういった業務が増えてきたということもございまして、改めて表に出して記載をするもので、秘書事務に関することは主に議長、副議長に関することでございます。

2の交際及び接遇に関することは、御指摘のとおり、議会全体に関わるものというふうに承知してございます。

○山田委員長 よろしいですか。はい。

それでは、ただいまの説明のとおり改正することとし、別途議長決定の上、全議員に通知したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、文京区議会の申し合わせ事項の改正についてです。

資料8「文京区議会申し合わせ事項新旧対照表」を御覧ください。

本件について、事務局長より御説明いただきます。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、文京区議会申し合わせ事項の改正でございます。

文京区議会関係例規集に掲載されている「申し合わせ事項」の改正について、御協議いただくものでございます。

まず、1番「議会の情報公開について」ですが、区議会ホームページで公開する委員会会議録の公開期間を永年に変更することが幹事長会で決定したことに伴い、委員会記録文書の保存年限を永年保存に変更するものでございます。

次に、2番「区議会への意見・要望の取扱いについて」ですが、区議会ホームページの入力フォームや文書で寄せられた区議会への意見、要望について、「その内容を議長に報告するとともに幹事長会での報告により全議員に共有し、個別の回答は行わないこととする」と新たに取扱いを定めるものでございます。

説明は以上です。

○山田委員長 ただいまの説明のとおり、申し合わせ事項を改正したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、議事日程及び追加議事日程についてです。

資料9「議事日程・追加議事日程」を御覧ください。

事務局長から、本日の本会議の日程について、報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 まず、本日の議事日程でございます。

日程第1及び第2として、厚生委員会における審査終了分、議員提出議案の条例案2件でございます。

次に、日程第3から第6までとして、予算審査特別委員会における審査終了分の令和7年度当初予算案4件でございます。

次に、日程第7として、予算審査特別委員会における審査終了分の令和7年度補正予算案1件でございます。

次に、日程第8として、「常任委員会の継続調査について」、日程第9として、「特別委員会の継続調査について」でございます。

次に、本日の追加議事日程です。

追加日程第10として、「故西村修議員追悼について」でございます。

次に、追加日程第11及び第12として、先ほど決定されました、議員提出議案の意見書2件でございます。

次に、追加日程第13から第15までとして、総務区民委員会に付託予定の条例案1件、事件案2件でございます。

次に、追加日程第16及び第17として、厚生委員会に付託予定の条例案2件でございます。

次に、追加日程第18及び第19として、建設委員会に付託予定の条例案1件、事件案1件でございます。

次に、追加日程第20から第22までとして、文教委員会に付託予定の事件案3件でございます。

次に、追加日程第23として、「議会運営委員会の継続調査について」でございます。

以上でございます。

○山田委員長 次に、本会議の流れ及び所要時間についてです。

事務局長から、本日の本会議の流れ及び所要時間について、報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、3月17日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、田中香澄議員と板倉美千代議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、区議会議員の死亡について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について、計2件の報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第10として、「故西村修議員追悼について」、追加日程第11及び第12として、議員提出議案の意見書2件、追加日程第13から第15までとして、議案第82号並びに第86号及び第87号の条例案1件、事件案2件、追加日程第16及び第17として、議案第83号及び第84号の条例案2件、追加日程第18及び第19として、議案第85号及び第91号の条例案1件、事件案1件、追加日程第20から第22までとして、議案第88号から第90号まで事件案3件、追加日程第23として「議会運営委員会の継続調査について」、計14件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

初めに、日程の順序を変更し、まず、追加日程第10として、「故西村修議員追悼につい

て」が議題とされ、まず成澤区長から、次に同僚議員を代表して、14番、田中香澄議員から、それぞれ追悼の言葉を述べていただきます。

次に、議決をもって追悼の意を表することを決定し、議長指名による10人の起草委員の方々に追悼決議案の作成を依頼します。

次に、議長指名の起草委員を書記朗読します。

ここで休憩宣告となり、追悼決議案作成のため本会議を暫時休憩いたします。

第二委員会室で追悼決議案起草委員会を開催し、追悼決議案を作成します。

再開宣告の後、本会議を再開いたします。

起草委員長から追悼決議起草の結果について報告を受け、先例により、議席番号1番、のぐちけんたろう議員が提出する即時決定の動議を経て議決いたします。

追悼決議を議決した後、故人の冥福を祈り、議場において黙とうを捧げます。

黙とう終了後、御遺族が御退席されますので、全員再度起立し、御遺族に向かい黙礼いたします。

ここで、本会議を暫時休憩いたします。

再開宣告の後、本会議を再開いたします。

ここで日程の順序を変更し、追加日程第11及び第12として、議員提出議案第7号及び第8号の条例案2件が議題とされ、全議員提出議案ですので、提案理由説明及び委員会付託を省略し、ただちに簡易表決による採決となります。

次に、日程第1及び第2として、議員提出議案第4号及び第5号、厚生委員会付託分2件が一括して議題とされ、吉村厚生委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第3から第6までとして、議案第58号から第61号まで、予算審査特別委員会付託分4件が一括して議題とされ、松平予算審査特別委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第7として、議案第77号、予算審査特別委員会付託分1件が議題とされ、松平予算審査特別委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程の順序を変更し、追加日程第13から第15までとして、議案第82号並びに第86号及び第87号の3件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、追加日程第16及び第17として、議案第83号及び第84号の2件が一括して議題とされ、

佐藤副区長の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、追加日程第18及び第19として、議案第85号及び第91号の2件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、建設委員会に付託となります。

次に、追加日程第20から第22までとして、議案第88号から第90号までの3件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

続いて、本日の会議時間について、あらかじめ延長する旨を協議いたします。これは、休憩中に4つの常任委員会を開催するため、本日、本会議の終了時刻が18時を過ぎると見込んでいるためでございます。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会、厚生委員会、建設委員会、文教委員会の順に、順次委員会を開催し、各議案に係る審査を行います。

第一委員会室での各委員会開催準備のため、それぞれの委員会終了後、委員の皆様及び理事者の皆様には、速やかに御退出をお願いいたします。

再会宣告の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会、厚生委員会、建設委員会及び文教委員会から議案審査報告書が提出されますので、これを本日の日程に追加いたします。

まず、議案第82号並びに第86号及び第87号の3件が一括して議題とされ、高山泰三総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、議案第83号及び第84号の2件が一括して議題とされ、吉村厚生委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、議案第85号及び第91号の2件が一括して議題とされ、名取建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、議案第88号から第90号までの3件が一括して議題とされ、浅川文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第8、第9及び追加日程第23として、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、継続調査3件が一括して議題とされ、継続調査申出書の書記朗読を省略し、簡易表決による採決となります。

以上で日程が終了し、全ての議事が終了いたします。

区長から御挨拶をいただき、散会宣告となります。

本日の所要時間ですが、開議宣告から1回目の休憩宣告までが19分程度、再開宣告から2

回目の休憩宣告までが6分程度、再開宣告から3回目の休憩宣告までが1時間18分程度、再開宣告から散会宣告までは24分程度と見込んでおります。

これに、休憩中の追悼決議案起草委員会、総務区民委員会、厚生委員会、建設委員会、文教委員会の審査時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○山田委員長 ただいまの事務局長の説明のとおりとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

なお、本日は18時30分から区の青少年問題協議会の開催がありますので、本会議休憩中に開催する4委員会について、円滑な進行となるよう皆様の御協力をお願いいたします。

○山田委員長 次に、令和7年5月の閉会期間中における継続調査についてです。

本件について、議長に申入れを行うことといたします。

○山田委員長 その他です。

委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 ありがとうございます。

○山田委員長 それでは、これで議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前 10時37分 閉会